

ー都税についてのお知らせー

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う申告所得税等の申告期限の延長について



令和3年2月2日（火）、国税庁より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限について、令和3年4月15日（木）まで延長する旨の発表がされました。

詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告延長 国税庁

検索



所得税の確定申告期限の延長に伴い、都においても、個人事業税の申告期限を令和3年4月15日（木）まで延長します。

詳細については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

東京都 主税局

検索

